

## 温泉療法への公的医療保険の早期適用の調査検討等を求める件

わが国は、豊かな温泉資源に恵まれ、それらは観光、娯楽・レジャー、保養・健康増進など、国民生活に幅広く利用されてきました。しかしながら、「保養・健康増進」という視点では、こうした温泉資源の有する価値がまだ十分に活用されているという現況ではありません。

21世紀は「心の時代」とも言われ、「心の癒し」が求められるとともに、国民の「健康志向」が一段と高まることが指摘されております。

温泉療法（温泉を用いた水治療法）は、永年の実績や研究から心身の健康に極めて有益であるとされ、国民の健康増進や疾病予防の観点からも、もっと有効に活用されるようにする必要があります。

そのためには、医師の指示に基づく補助療法としての、温泉療法を国民健康保険その他の公的医療保険適用の対象にすることが適当と考えます。

よって、国会及び政府におかれては、国民の健康増進、疾病予防を図るために、温泉療法の公的医療保険適用の早期実現を目指して必要な調査検討等を行うよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年6月22日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長 村上隆志